

〔古今和歌集打聽七〕しほの山、甲斐に在と、能因の歌枕にみゆ、顯昭の注にあれど、より所なし、契
沖は平家物語に、しほの山打こえて、能登の國小田中親王塚の前にて陣をとると有、又其上に
も、能登越中の境なるしほの山と見えれば、若そこにさし出の磯も在にや、是は賀の屏風に
かける畫につけてよめるが、汐の山さし出ると云やうに續たるは、自然の事なるべしといへ
り、是はしかるべき考也、延喜式に、能登國羽咋郡に之乎シヲの神社有、万葉に赴參氣比大神宮、行海
邊之時とて、之乎シヲ路チからた、こえくれば波久比の海とよめるに同所なるべし、然ば右の歌、汐
と意得てしほと書、又それよりさし出の磯とは設てよめるか、右の式、万葉、平家物語にも、同邊
にさる名所在からは、據もなき甲斐の國を思はんより、是によりて能登の國とすべし、

〔新編相模國風土記稿三十九〕海海郡南ニアリ、東方、大住郡堺ヨリ、西方、足柄下郡堺迄、縁海長凡三
里餘、略中凡此海岸、大磯、小磯、等ノ名義ノ如ク、巖石多ク、浪荒クシテ、船ガカリアシク、潮干ナシ、汀
砂色麗シク、鮮明ニシテ、愛スベク、風光他ニ殊ナリ、サレバ古クヨリ名苑ニ入テ、餘呂伎能波末ト

見エ、又世々ノ歌ニ、小餘呂伎ノ磯トモアル、即此海邊ヲ云ヘルナリ、今モ其所ニ因テ、小餘綾ノ浦
或ハ小餘綾ノ磯、洶綾ノ浦ナド呼ベリ、按ズルニ、鎌倉志ニモ、彼地ト定メ、當國名所、小余呂伎磯モ、是邊ナ
リ、或ハ大磯ノ濱ヲモ云ト記スレド、全訛レリ、然シテ宗祇ガ名所方角抄ニハ、大磯小磯ノ海濱ナル
所ヲ得タリトスベシト記セシハ、全訛レリ、然シテ宗祇ガ名所方角抄ニハ、大磯小磯ノ海濱ナル
由定メ云ヘリ、曰大磯小磯トテ、中間五六町アリ、南ハ汀ナリ、北ハ野ナリ、富士ハ乾ノ方ニ見エタ
云ナリ、中古此海道ヲ經歷セシ人々モ、多クハ大磯宿ノ海邊ヲノミ、然稱セリ、

〔古今和歌集二十〕東歌「さがみうた
こよろぎのいそたちならしいそなつむめざしぬらすなおきにをれ浪

〔太平記二〕俊基朝臣再關東下向事

竹ノ下道行ナヤム、足柄山ノ巔ヨリ、大磯小磯直下テ、袖ニモ波ハコユルギノ急トシモハナケレ